

第84号議案 品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

1 経緯

教育委員会の附属機関である「品川区いじめ対策委員会」では、重大事態（いじめによる児童・生徒の生命、身体への被害の発生、不登校等）発生時に教育委員会からの諮問に応じ、重大事態に係る事実関係について調査審議を行い、教育委員会に報告を行うが、令和5年度より学校からの重大事態に関する報告が増加傾向であり、現行の体制では十分な調査審議の実施が困難となっている。

そこで、重大事態発生時の事実関係等に関する調査審議に係る体制を拡充するため、条例の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 第14条2項中に、いじめ対策委員会の審議事項を加える。
- (2) 同条中に、臨時委員の委嘱および解嘱に関する規定を加える。

3 施行期日

公布の日から施行する。

品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区いじめ防止対策推進条例 平成28年3月24日条例第33号 (品川区いじめ対策委員会)</p> <p>第14条 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、品川区いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。</p> <p>2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>次に掲げる事項について調査</u>審議し、教育委員会に意見を述べるものとする。</p> <p><u>(1) いじめの防止等のための対策の推進</u></p> <p><u>(2) 第20条に規定する重大事態に係る事実関係</u></p> <p>3 対策委員会は、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>5 教育委員会は、対策委員会に第2項第2号に掲げる事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。</u></p> <p><u>6 臨時委員の任期は、教育委員会が任命したときから調査審議が終了するときまでとする。</u></p> <p>7 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織および運営に関し必要な事項は、品川区教育委員会規則で定める。</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○品川区いじめ防止対策推進条例 平成28年3月24日条例第33号 (品川区いじめ対策委員会)</p> <p>第14条 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、品川区いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。</p> <p>2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>いじめの防止等のための対策の推進について</u>審議し、教育委員会に意見を述べるものとする。</p> <p>3 対策委員会は、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織および運営に関し必要な事項は、品川区教育委員会規則で定める。</p>